



金沢市公報

号外第11号の4

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
規 則		改正する規則	(") 1
金沢市職員職名規則の一部を改正する規則		職員の育児休業等に関する規則等の一部を改	
(職員課)	1	正する規則	(") 1
職員の服務等に関する条例施行規則の一部を		金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則	(") 9

規 則

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第14号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「担当副部長」を「担当副部長 副室長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第15号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中エをオとし、同号ウ中「生活指導」を「生活指導等」に改め、同ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 児童相談所における保護児童の生活指導等のための当直勤務

第14条第1項第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項第2号の改正規定は、同年5月21日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第16号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(任命権者)」を付する。

第10条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条を第20条とする。

第9条に見出しとして「(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)」を付し、同条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第19条とする。

第8条の2に見出しとして「(部分休業の承認に関する特例)」を付し、同条中「第9条第2項」を「第23条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第8条に見出しとして「(部分休業の承認の請求手続)」を付し、同条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「第3条第3項」を「第4条第2項」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の6条を加える。

(条例第12条の規則で定める育児短時間勤務の形態)

第11条 条例第12条第1号の規則で定める時間は、2時間とする。

2 条例第12条第2号の規則で定める日数及び時間は、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)

第14条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る辞令書の交付)

第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業法第18条第1項の規定により職員を任用した場合
- (2) 任期付短時間勤務職員の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付短時間勤務職員が当然に退職した場合

(任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)

第16条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

第7条の3に見出しとして「(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務をした期間に相当する期間)」を付し、同条第1項中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第7条の2に見出しとして「(育児休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付)」を付し、同条を第9条とする。

第7条に見出しとして「(育児休業に係る辞令書の交付)」を付し、同条を第8条とする。

第6条に見出しとして「(育児休業をしている職員の職務復帰)」を付し、同条を第7条とする。

第5条に見出しとして「(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)」を付し、同条第3項中「第3条第3項」を「第4条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「(育児休業の期間の延長の請求手続)」を付し、同条を第5条とする。

第3条に見出しとして「(育児休業の承認の請求手続)」を付し、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(再度の育児休業等を行うことができる場合に係る子の養育方法等)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第3条第4号及び第11条第5号の規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

2 条例第3条第4号及び第11条第5号の育児休業等計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。
 様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

育 児 休 業 等 計 画 書

(任命権者) 様		請求年月日		年	月	日
		請求者 所属 職 氏名		㊟		
次のとおり再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等計画書を提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。						
1 請求の別	育児休業		育児短時間勤務			
2 請求に係る子						
子の氏名			生年月日	年	月	日生
3 請求者の計画						
請求期間	年 月 日 から		年 月 日 まで			
再度の請求予定期間	年 月 日 から		年 月 日 まで			
4 配偶者の養育計画						
配偶者の氏名						
子を養育するための方法	育児休業 育児休業以外の休業・休暇		育児短時間勤務 その他 ()			
5 備考						

(注) 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入する。

子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

変更の届出の場合は、1 から 4 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

該当する にはレ印を記入すること。

様式第2号中「(第3条、第4条関係)」を「(第4条、第5条関係)」に、「次のとおり育児休業の承認を」を

「 次のとおり 育児休業の承認 を に、「備考欄」を「備考」欄に、「養育する場合においてはその氏名」 育児休業の期間の延長 」

を「養育する場合においては、その氏名」に、「養子の場合においては養子縁組」を「養子の場合においては、養子縁組」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第6条、第13条、第19条関係)

養育状況変更届

	年 月 日届出
(任命権者) 様	請求者 所属 職 氏名 ㊟
次のとおり 育児休業 育児短時間勤務 部分休業	に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
1 届出の事由 育児休業等に係る子が死亡した。 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)。 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。 その他 () 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 その他 ()	
2 届出の事由が発生した日 年 月 日	

(注) 該当する にはレ印を記入すること。

様式第4号中「(第8条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式第5号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第4号 (第12条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者) 様 次のとおり	請求年月日 年 月 日 請求者 所属 職 氏名 ⑩ 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。
1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏名	氏名
続柄	子との同・別居 同居 別居
生年月日	就業の有無 有 無
3 請求の内容	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長
	再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 勤務の形態	週 時間勤務
	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の勤務の形態 第1号 (週20時間：4時間、週5日勤務) 第2号 (週25時間：5時間、週5日勤務) 第3号 (週24時間：8時間、週3日勤務) 第4号 (週20時間：8時間2日、4時間1日勤務) 第5号 (職員の育児休業等に関する条例第12条に定める勤務)
勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
6 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
7 備考	

(注) この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。

子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。

「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

該当する にはレ印を記入すること。

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第2条の2 前条の規定は、育児短時間勤務職員等(条例第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。)には適用しない。

第7条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、同項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第8条の2中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する職員をいう。以下同じ。)」及び任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する職員をいう。以下同じ。)」に改め、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第10条を次のように改める。

(年次有給休暇の日数)

第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 160時間に条例第2条第2項から第5項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第10条の2第1項ただし書及び第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第11条中「20日」の次に「(第10条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)」を加える。

第12条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「第10条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「8時間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に定める時間数
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間
 - イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間
 - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間
- (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 8時間

第14条第1項第11号中「(昭和22年法律第49号)」を削り、同項第13号中「(再任用短時間勤務職員にあっては、24時間)」を削り、同項第14号中「(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定

める時間)」を削り、同条に次の2項を加える。

3 1日を単位とする第1項第8号及び第13号から第15号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した第1項第8号及び第13号から第15号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

第22条第2号中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「その額に職員の服務等に関する条例」を「その額に職員の服務等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「除して得た数を」の次に「、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあってはその額に服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあってはその額に服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第2条の3第2項中「右欄に定める額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあってはその額に服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とする。)」を加える。

第13条の3第2項中「、その時間に服務等条例第2条第2項」を「その時間に服務等条例第2条第3項」に改め、「除して得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあってはその時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその時間に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第14条第4号中「条例第26条」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第21条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第8号中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第5条の3第1項」を「育児休業条例第7条第1項」に改める。

第14条の2第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付短時間勤務職員」を加える。

第16条中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項に次の1号を加える。

- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第18条第5号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

第19条の3第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間

第19条の5第1号を次のように改める。

- (1) 再任用職員以外の職員 100分の140

第21条の5中「、その額に服務等条例第2条第2項」を「その額に服務等条例第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則(昭和30年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「限る。」の次に「又は育児短時間勤務(同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)をいう。)により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

第2条の4第4項第2号中「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)」を「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務の期間、国家公務員の育児休業等に関する法律第12条第1項に規定する育児短時間勤務の期間又は法人の就業規則等で定められている短時間勤務で地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務に相当するものの期間」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第5条 通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出しを「(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)」に改め、同条中「第13条第2項第2号」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第17条第1項(同条例第19条において準用する場合を含む。))又は第21条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第6条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第8条の2中「乗じて得た時間」の次に「(法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあつては、一般職の職員の例により算出して得た時間)」を加える。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第7条 初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表に掲げる額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則(昭和46年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)」に改め、同条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第6条」を「第8条」に改める。

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第4条第1項第1号から第3号までの規定中「第5号」を「第7号」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第10条 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては」に、「」第2条第2項」を「。以下「服務等条例」という。）第2条第3項」に、「除して得た額」を「除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間により除して得た数をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同条第2項第3号ただし書中「第4条第5号」を「第4条第1項第7号」に改め、同号イ中「第4条各号」を「第4条第1項各号（第6号を除く。）」に改める。

第11条 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「額が経過措置基準額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額。以下この項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第17号

金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則

（金沢市職員就業規則の一部改正）

第1条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

第46条 次の各号に掲げる職員については、第41条及び前条の規定にかかわらず、別にその就業時間又は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を定めることができる。ただし、その就業時間は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とし、週休日は1週間当たり1日以上又は4週間を通じて4日以上、1年を通じて52日以上としなければならない。

(1) 業務の性質上第41条又は前条の規定によることが適当でないと認める職員 休憩時間を除き、1週間当たり40時間となるように定める時間

- (2) 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。) 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で定める時間
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) 当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容)に従い、定める時間
- (4) 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で定める時間
- 第49条第1項中「20日」の次に「(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市長が別に定める日数)」を加える。
- 第51条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加え、「就業時間等」を「勤務時間等」に改め、「、市長が」を「20日を超えない範囲内で市長が」に改める。
- 第55条中「就業時間」を「勤務時間」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。
- ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該職員の勤務時間を延長させ、又は休日に勤務させなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該職員の勤務時間を延長させ、又は休日に勤務させることができる。
- 第56条に次のただし書を加える。
- ただし、育児短時間勤務職員等にあっては、宿直勤務又は日直勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合に命ぜられたときに限り、宿直勤務又は日直勤務に服しなければならない。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「再任用短時間勤務従業員」を「短時間勤務従業員」に改め、「という。)」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた従業員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった従業員を含む。以下「育児短時間勤務従業員等」という。)」を加える。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該従業員が育児短時間勤務従業員等である場合にあっては、当該従業員の就業時間以外の時間に勤務させなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該従業員の就業時間以外の時間に勤務させることができる。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務従業員等にあっては、宿直勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する従業員のうち育児短時間勤務従業員等以外の従業員に当該勤務を命じることができない場合に命ぜられたときに限り、宿直勤務に服しなければならない。

第17条第1項中「20日」の次に「(短時間勤務従業員及び育児短時間勤務従業員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市長が別に定める日数)」を加え、同条第3項中「職員」を「、従業員」に改める。

第17条の3中「職員」を「従業員」に、「再任用短時間勤務従業員」を「短時間勤務従業員及び育児短時間勤務従業員等」に、「就業時間等」を「勤務時間等」に、「、市長が」を「20日を超えない範囲内で市長が」に改める。

(金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則(昭和47年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1項中「占める職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)」を加え、「第12条」を「第12条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年(2009年)3月31日 印刷 発行人
平成21年(2009年)3月31日 発行 発行所
定価 120円 印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄